

別紙

ふぐの種類と可食部分

ふぐの種類 (標準和名)	可食部分
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ	筋肉
ひがんふぐ	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉 精巢
なしふぐ	筋肉 精巢
まふぐ	筋肉 精巢
めふぐ	筋肉 精巢
あかめふぐ	筋肉 精巢
とらふぐ	筋肉 皮 精巢
からす	筋肉 皮 精巢
しまふぐ	筋肉 皮 精巢
ごまふぐ	筋肉 精巢
かなふぐ	筋肉 皮 精巢
しろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
くろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
よりとふぐ	筋肉 皮 精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉 皮 精巢
はりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ひとづらはりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ねずみふぐ	筋肉 皮 精巢
はこふぐ	筋肉 精巢

備考

- この表は、日本の沿岸、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐ（なしふぐにあっては有明海（佐賀県と長崎県との境界と陸岸との交点から福岡県と熊本県との境界と陸岸との交点に至る直線以南の海域に限る。）、橘湾及び瀬戸内海（愛媛県土居町仏崎から同県魚島東端を見通す直線、徳島県と香川県の境界と陸岸との交点から兵庫県上島灯台を見通す直線及び陸岸によって囲まれた海域に限る。以下同じ。）で漁獲され、かつ、知事が定める方法により適切な処理がなされているもの（瀬戸内海で漁獲されるなしふぐの精巢を除く。）に限り、こもんふぐ及びひがんふぐにあっては越喜来湾、釜石湾及び雄勝湾で漁獲されるものを除く。）について適用する。
- この表の右欄に掲げる筋肉には骨を、皮にはひれを含むものとする。
- この表の右欄に掲げる精巢には、雌雄同体の精巢を含まないものとする。